

令和 6 年 3 月 25 日 総務文教委員会 議事録

11時00分 開会

○出席委員 (7 人)

委員長 小田上 尚典

副委員長 中川 智之

委員 中野 友博、小出 哲義、西村 一啓、山崎 年一、寺岡 公章

議長 北地 範久

○欠席委員 なし

○小田上委員長 それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

開会にあたり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 総務文教委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○小田上委員長 ありがとうございます。

議事に入る前に、改めて委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員会での質疑につきましては、会議規則第56条の規定で3回までとなっておりますので、御協力をお願いを申し上げますとともに、再質問の必要がないよう、簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

執行部におかれましては、答弁をされる際は挙手をしていただき、委員長から指名を受けてください。答弁するときは、課名と職名を名乗ってから答弁していただきたいと思います。発言される際にはマイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思います。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第36号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明がある旨伺っております。

なお、補足説明がある場合、座っていただいて結構です。

課長。

○井上福祉課長 福祉課長、井上です。よろしくお願いいたします。

それでは、このたびの補正予算の内容について、お配りしております資料に沿って、補足の説明をさせていただきます。

資料1を御覧ください。

まず、歳出予算の増額の理由についてですが、冒頭にありますように、本市が法人に委託して実施しております事業の一部に、消費税課税対象事業があったにもかかわらず、本

市及び法人双方が誤って非課税と認識し、事務処理を行っていたことが判明したことで、過去5年間に遡って、課税扱いとして対処する必要が生じたことによるものでございます。

では、1、事実の概要について御説明します。

別紙資料をおつけしておりますが、令和5年10月4日付で、国から障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について、そして、自立相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等についてという2件の事務連絡がありました。

これによりまして、本市が実施しております障害者相談支援事業と生活困窮者自立支援事業については、社会福祉法に規定する社会福祉事業に該当せず、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないため、消費税の課税対象であることが明確に示されました。

また、国からの事務連絡を踏まえ、他の委託事業についても、消費税の取り扱いの確認を行いました。同じように、消費税の課税対象事業であるにもかかわらず、消費税額分を支払っていないものがあることが判明しました。

これらのことから、過去5年に遡って、平成30年度から令和4年度までの委託料に係る消費税等について、委託先法人が申告及び納付をする必要が生じました。

次に、2、対象事業ですが、対処が必要になる事業は、①から④の4つの事業です。

次に、3、誤認の判明経緯ですが、対象事業の①障害者相談支援事業、②生活困窮者自立支援事業については、国からの事務連絡を受け、これまでの委託事業を確認したことにより判明いたしました。

対象事業の③障害者社会参加促進事業、④重層的支援体制整備移行準備事業については、①及び②の事業に係る国からの事務連絡を踏まえ、他の委託事業についても、消費税の取り扱いを確認した結果、判明いたしました。

次に、4、誤認の原因についてです。

1の事実の概要の説明の中でも触れましたが、もう少し詳しく御説明させていただきます。

対象事業の、①障害者相談支援事業は、もともと社会福祉法上の第二種社会福祉事業に位置づけられており、消費税法上の非課税事業として取り扱われておりました。しかし、平成24年の障害者自立支援法改正の際に、相談支援体制が見直された結果、この事業を含む一部の事業が、第二種社会福祉事業から外されました。

当時、この変更点が分かりづらく、国から明確な周知が行われていなかったことで、認識誤りが生じる原因となりました。

また、②生活困窮者自立支援事業、③障害者社会参加促進事業、④重層的支援体制整備移行準備事業は、過去に国から消費税に関する周知がされたかどうかは分かりませんが、これまで、市も法人も非課税の社会福祉事業であると認識しておりました。

次に、5、対象法人についてですが、本件に係る業務委託先法人は2法人です。

次に、6、本市の対応についてです。

(1) ですが、平成30年度から令和4年度分の事業委託に係る消費税本税相当額については、本来市が当然支払わなければならなかったものとして、このたびの補正予算の議決後に、受託法人に対して支払います。

(2) ですが、それぞれの対象事業において、各年度分の消費税の申告がなされていないことに対して、延滞税が課されます。これは、市が受託法人に対して事業に係る消費税を支払っていないことに起因するものですので、延滞税相当額を市が受託法人に支払います。

支払額については、業務受託法人が税務署に申告をした後に、税務署から確定通知が届くことになっておりますので、既に額が分かっている事業については、このたびの補正予算を計上しておりますが、まだ額が確定してない事業については、確定後に令和 6 年 6 月以降の補正予算での対応をします。

(3) ですが、4 つの対象事業について、今年度の委託契約額に消費税額が含まれていませんので、議決後に、消費税を加えた額で法人と変更契約をし、消費税額を含めた額で支払います。

(4) ですが、④の重層的支援体制整備移行準備事業については、令和 6 年度は、事業名称が重層的支援事業に切り替わっております。

この事業は、消費税課税対象事業であることが判明した時期が、令和 6 年度当初予算編成後であったため、消費税分の額が予算計上でできていません。この不足については、令和 6 年 6 月の補正予算で対応する予定です。

金額は、2 法人分で、合計 160 万円になります。

なお、重層的支援事業の令和 6 年度の契約は、年度当初から締結する必要がありますので、契約時点では、1 年間の契約額としては予算が足りませんので、半年ごとの契約を締結することとします。

次に、7、法人に対する支払い金額及び支出費目についてです。

4 つの事業に関して、法人に支払う消費税本税相当額は、平成 30 年度から令和 4 年度分が 2,042 万 2,854 円、令和 5 年度分が 475 万 6,233 円です。

また、それぞれの延滞税は、受託法人の申告により確定するものですが、現在、額が確定しているものが、1 事業分の 3 万 5,300 円です。

支出費目は、右端に片仮名の ア、イ、ウ と表示しておりますが、アとウを補償、補填及び賠償金、イを委託料としております。

支払い金額の内訳ですが、資料 2 を御覧ください。

この表が、このたびの補正予算の算出根拠になります。

表の見方ですが、左端には事業の担当課、右に向かいまして、委託先、業務内容、各年度の委託金額、消費税額及び延滞税額、そして、右端には予算書上の再事業名を掲載しています。

上のほうから、業務内容のところに障害者相談支援が 2 つありますが、この事業を、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会と、医療法人社団知仁会の 2 法人に委託していますので、2 段書きとなっております。

下側の 2 段、重層的支援体制整備移行準備についても同様でございます。

表の一番下に、消費税本税と延滞税について、各年度の合計金額を載せており、平成 30 年度から令和 4 年度までの合計額 2,045 万 8,154 円を、補償、補填及び賠償金の費目で支出

します。

また、令和5年度の一番下に、475万6,233円とありますが、これが、今年度の契約に関して加算されていなかった消費税額です。

それぞれの事業の現在の契約について変更契約を締結し、この額は委託料の費目で支出します。

資料1にお戻りください。

最後に、8、再発防止についてです。

このたびの問題は、昨年10月の国の事務連絡を発端として、本市に限らず、全国的に消費税に関する認識誤りが多数発覚したものではありませんが、本市としては、事業を委託する側の責任として、今後、消費税の非課税となる特例などに該当する事業であるかどうか、改めて関係法令の確認を徹底し、正確な情報の把握に努めてまいります。

説明は以上であります。

○小田上委員長 ありがとうございます。

これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

11時12分 閉会